

身体障害者用自動車改造費助成事業実施要綱

(目的)

第1条 身体障害者用自動車改造費助成事業は、重度身体障害者が就労等に伴い自動車を取得する場合、その自動車の改造に要する経費を助成することにより、重度障害者の社会復帰の促進を図り、その福祉の増進に資することを目的とする。

(実施主体)

第2条 本事業の実施主体は、川崎市とする。

(助成対象者)

第3条 本事業の対象者は、身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第4項の規定により身体障害者手帳の交付を受けている者であって、次のいずれの条件にも該当する者とする。

- (1) 上肢、下肢または体幹機能障害者で、その障害程度が、身体障害者福祉法による障害程度の等級表の2級以上の者であること。
- (2) 運転免許を有するとともに、自らが所有し、就労等の目的で運転する自動車の改造を希望する者であること。
- (3) 助成を行う月の属する年の前年の所得税課税所得金額（各種所得金額控除後の額）が、当該月の特別障害者手当の所得制限を越えない者であること。なお、所得割控除については、平成22年度改正前の16歳未満の扶養控除及び16歳以上19歳未満の特定扶養控除並びに川崎市寡婦（夫）控除のみなし適用に関する運用を定める要綱に規定するみなし適用を考慮し、算定することができるものとする。

2 前項（1）の要件に満たない障害程度であっても、道路交通法（昭和35年法律第105号）第91条の規定によりその者が運転できる自動車等の種類を限定し、その他自動車等を運転することについて必要な条件を付した運転免許証の交付を受けており、市長が特別に認めた者を対象者とすることができる。

(助成対象経費)

第4条 操向装置及び駆動装置等の改造費に要する経費とする。

2 助成の限度額は、100,000円とする。

(申請)

第5条 自動車改造費の助成を受けようとする者は、身体障害者用自動車改造費助成申請書(第1号様式)に、改造を行う業者の見積書（改造の箇所及び経費を明らかにしたもの）および前年の所得を証明する書類を添付して福祉事務所に提出するものとする。

2 申請の際、福祉事務所長は、自動車運転免許証及び身体障害者手帳の提出を求め、申請書の記載事項と照合確認する。

3 再度の申請をする場合には、初回申請時から5年間を経過していることを条件とする。

ただし、障害程度の変更等により、改造が必要となった場合等市長が特別に認めた場合には、申請することができる。

(助成可否の決定)

第6条 申請を受けた福祉事務所長は、審査の上助成の可否を決定し、身体障害者用自動車改造費助成決定通知書(第2号様式)又は身体障害者用自動車改造費助成却下通知書(第3号様式)により対象者あてに通知するものとする。

2 助成決定に際し、福祉事務所長は、申請された改造部位について、条件を付することができる。

(完了届)

第7条 助成決定された申請者は、自動車改造完了後1箇月以内に、身体障害者用自動車改造完了届(第4号様式)に、改造業者の請求書を添付し、福祉事務所長に提出するものとする。

(助成額の確定、助成金の支給)

第8条 福祉事務所長は、前条の届出があった場合は、すみやかに助成額を確定して、助成金を支給するものとする。

(関係機関等との連携)

第9条 本事業を実施するにあたり、実施主体は、陸運事務所等の関係機関および改造にあたる業者との連携を十分にとること。

(実施の範囲)

第10条 この事業は、予算の範囲内で実施するものとする。

(台帳の整理)

第11条 福祉事務所長は、この事業の実施に関する助成台帳を作成し、5年間保存するものとする。
また福祉事務所においては、自動車改造対象者各人に関わる改造の経過等を更生指導台帳に記録するものとする。

附 則

本要綱は、昭和52年7月1日から実施する。

附 則

本要綱は、平成3年9月1日から実施する。

附 則

本要綱は、平成13年4月1日から実施する。

附 則

本要綱は、平成18年3月28日から実施する。

附 則

本要綱は、平成24年7月1日から実施する。

附 則

本要綱は、平成26年8月1日から実施する。

附 則

本要綱は、平成27年1月1日から実施する。

附 則

本要綱は、平成28年4月1日から実施する。